

## 熱気球日本ランキング制度（NRS）

2013年 1月 27日 施行  
（日本気球連盟スポーツ規定より独立）  
2014年 1月 26日 改正

### 第 1 章 目的

1-1 熱気球日本ランキング制度（以下「NRS」という）は、以下の目的で実施される。

- 1) 熱気球日本ランキングを決定する。

### 第 2 章 実施規定

2-1 NRS は、以下の概要で実施される。

- 1) 毎年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までを対象年度とし、この 1 年間に行われる熱気球日本ランキングタスク（以下「NRS タスク」という）によって、熱気球日本ランキング（以下「NRS ランキング」という）を定める。

2-2 NRS タスクの申請と認定

- 1) NRS ランキング制度の対象となるタスクは、NRS タスクとして実施されるタスクに限られる。この NRS タスクは日本気球連盟が主催するものと、日本気球連盟が公認したものの二種類とする。
- 2) 日本気球連盟以外の団体もしくは個人が NRS タスクを実施する場合は、「日本気球連盟公認・後援規定」に定める公認を受けなければならない。
- 3) NRS タスク実施の申請と告知は NRS タスク実施予定日の 90 日以前に行わなければならない。
- 4) NRS 認定のための基準として、以下のものが必要である。
  - a) 競技委員長及び競技委員会の主な構成員は、日本気球連盟の会員であること。
  - b) 実施されるタスクが、「熱気球日本ランキング制度」を満たしたものであること。
  - c) 実施されるタスクに必要な競技規定のローカル規定の詳細と説明が添えられていること。
  - d) 主催者は、競技主催責任者 1 名を含む 3 名以上で構成される競技委員会を設置すること。
  - e) その他、具体的な実施要項を提出すること。
- 5) NRS タスクには、国際気球委員会（CIA）の発行する AXMER（以下「標準競技規定」という）をガイドラインとして使用する。但し、改変があった場合、事前にスポーツ委員会の承認が必要である。タスクの主催者は、標準競技規定中の採点に関する規定を除いて、改変することができる。

2-3 成立した NRS タスクとは以下のものをいう。

- 1) 実施された NRS タスクに、10 名以上の NRS ランキング制度登録選手が参加していること。
- 2) NRS タスクが実施された結果、「標準競技規定」に定めるグループ A 及びグループ B に該当する成績を得た競技者が、参加者の過半数であること。

2-4 主催者は、NRS タスク終了後、速やかに実施された NRS タスクの詳細な報告およびタスク成績をスポーツ委員会に提出しなければならない。

2-5 スポーツ委員会は、次の場合、行われた NRS タスクの無効を宣言することができる。

- 1) 公平性を著しく損なった NRS タスクが実施されたと判断した場合。
- 2) 実施された NRS タスクが、該当タスクの競技規定に著しく反していた場合。

### 第 3 章 参加規定

3-1 NRS に参加する場合の資格、条件は以下のものとする。

- 1) NRS に参加しようとする者は、スポーツ委員会に選手登録を行わなければならない。

- 2) NRS に参加する者は、熱気球操縦士技能証取得後、機長として 50 時間以上の飛行経験を有する日本気球連盟の会員でなければならない。

### 3-2 登録

- 1) スポーツ委員会に選手登録するためには、以下の条件を必要とする。
  - a) 熱気球操縦士技能証が有効であること。
  - b) 新規登録のパイロットは熱気球操縦士技能証取得後、50 時間以上の機長としての飛行時間を証明するに足るログブックのコピーの提出もしくは提示。
  - c) 年間登録料 1 万円。

### 3-3 参加気球

- 1) NRS に参加する場合使用する熱気球は、以下の条件を満たさなければならない。
  - a) FAI スポーティング・コードによって熱気球と分類されるものに限定する。
  - b) 日本気球連盟に登録され、有効な登録証を有する熱気球。
  - c) 日本以外に常駐する機体で、日本気球連盟と同等以上とスポーツ委員会の認めた国外の機関に登録された熱気球。
  - d) NRS タスクで使用される熱気球は、競技主催者の定める有効な第三者賠償（対人、対物を含む）保険に加入していなければならない。

## 第 4 章 NRS ランキング決定についての規定

4-1 NRS 参加者のランキングポイントは、次のようにして計算する。

- 1) 対象年度に行われた NRS タスクで「標準競技規定」に定めるグループ A 及びグループ B に該当する競技者を個人のタスクポイント対象とする。
- 2) 各タスクのポイントは、「標準競技規定」に定める採点公式 1 / 公式 2 を用いて計算し、大会参加の競技者数はグループ A 及びグループ B の対象数とする。ただし、NRS タスクによる NRS ランキング決定に使用するグループ B の得点は以下のとおりとする。

$$1000 \times \frac{P+1-A}{P} \div 2$$

- 3) 全競技者がグループ B のタスクは、計算対象外とする。
- 4) 自己の得たタスクポイント上位 7 タスク分の合計点、全タスク分の平均点、並びに以下に定める加点を合計した実数（8000 点満点）で順位を決定する。

a) 対象年度の熱気球世界選手権優勝者	加点 20 点
b) 対象年度の熱気球世界選手権 2 位から 5 位入賞者	加点 15 点
c) 対象年度の熱気球大陸別選手権優勝者	加点 10 点
d) 対象年度の熱気球ジュニア世界選手権優勝者	加点 10 点
e) 対象年度の熱気球女性世界選手権優勝者	加点 10 点
f) カテゴリー 1 大会優勝者	加点 10 点
- 5) ランキングポイントが同位の場合、最上得点と最下得点の得点差が狭い方を上位とする。

## 第 5 章 表彰

5-1 スポーツ委員会は、毎年 NRS タスクの結果を集計して、上位 10 名を対象年度の「トップテン・パイロット」として表彰する。

附則

この制度は、2014 年 1 月 26 日より施行する。